

尼崎市自転車のまちづくり推進計画の概要

1 本計画の趣旨

高低差がおよそ10mと平坦でコンパクトな市域を持つ本市は、移動手段としての自転車利用率も、28.6%と全国的に高い数値を示すなど、自転車が利用しやすく、市民の暮らしに欠かせないものとなっていることから、自転車の利用空間の整備や駐輪場の利用環境改善等に取り組んできましたが、環境意識や健康志向の高まり、余暇活動の活発化など社会状況の変化に伴い、自転車を取り巻く環境や市民ニーズが多様化するとともに、自転車対クルマの事故や自転車盗難などの解決しきれない課題も残されていることから、自転車に関する新たな施策の展開が必要となっています。

平成29年3月には、自転車に関する課題の解決だけでなく、自転車利用に適した地勢をまちの強みと位置づけ、自転車の持つメリットを最大限に活かすことのできる「自転車のまちづくり」を推進していくため、「**尼崎市自転車のまちづくり推進条例**」を制定しました。

この条例に基づき、「自転車のまちづくり」を総合的かつ計画的に実施するため、「**尼崎市自転車のまちづくり推進計画**」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、尼崎市自転車のまちづくり推進条例第7条第1項に基づくもので、平成29年3月に策定した「**尼崎市地域交通計画**」と緊密な連携を図るとともに、平成27年3月に策定した「**尼崎市自転車ネットワーク整備方針**」などの各種個別計画も本計画の構成要素として設定しています。

3 計画の期間

自転車利用を取り巻く社会状況の変化や、本市における自転車の課題解決や走行空間整備の進捗状況などを速やかに反映できるよう、本計画の対象期間は、10年後(令和9年度)を見据えながらも、平成30年度から令和4年度までの5年間とします。

4 計画の改定

本計画に基づく施策の実施状況については、本市職員で構成する「**尼崎市自転車のまちづくり推進市内連携会議**」で進捗管理するとともに、尼崎市自転車のまちづくり推進条例第7条第5項に基づき、毎年度1回以上学識経験者等の意見を聴き、必要に応じて計画の改定を行うこととします。

5 基本理念と基本方針

自転車の位置づけを「都市課題(事故・放置自転車・関連犯罪)」から「都市魅力(経済活性・環境・健康・観光)」へ転換し、安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまち“あまがさき”を目指すため、基本理念を次のように定め、その実現に向けた取組方針として、5つの柱を設定し取り組んでいきます。

(基本理念と基本方針)

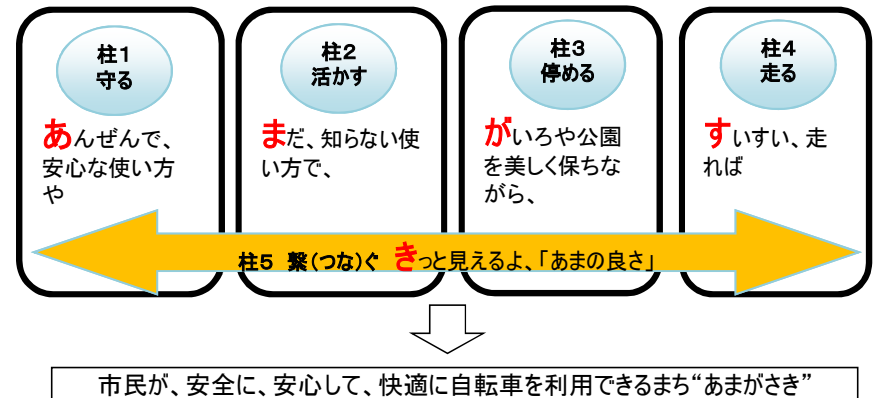
基本理念

市、市民、事業者等が相互に協力し、私たちのまち尼崎を、「**自転車が安全で快適なまち**」、「**自転車が楽しめるまち**」、「**自転車が愛されるまち**」にすることを決意し、**自転車のまちづくりを推進します**。そして、「**自転車のまち あまがさき**」を作り上げていくことにより、「**シビックプライド**」を醸成します。

基本方針

〈柱1〉 まもる(守る)	・自転車利用に関するルールやマナーを「まもる」。 ・自転車の事故や盗難の被害者にも加害者にならないように「まもる」。
〈柱2〉 いかす(活かす)	・自転車を環境負荷の軽減に「いかす」。 ・自転車を市民の健康増進に「いかす」。 ・自転車をまちのにぎわい創出に「いかす」。
〈柱3〉 とめる(停める)	・自転車を停めるべきところに「とめる」。
〈柱4〉 はしる(走る)	・自転車で便利で快適に市内を「はしる」。
〈柱5〉 つなぐ(繋ぐ)	・自転車のまち“あまがさき”を総合的に推進するために、施策の柱を「つなぐ」。 ・自転車のまち“あまがさき”の実現に向け、市、市民、事業者等を「つなぐ」。

(基本方針のイメージ)



6 施策体系

今後、計画期間(平成30年度～令和4年度)内において、第3章の基本方針に基づき、自転車のまちを目指すため、次のような体系で事業を実施します。

柱	取組項目とその考え方	具体的な取組(⇒取組の観点)	指標	所管局	
守る	①自転車事故の防止	<p>自転車交通安全教育については、学校におけるルール・マナー習熟度テストを引き続き実施し、また、自ら考え、主体的に取り組めるよう、校区内の事故発生箇所を現地写真等で確認し、事故の当事者の視点から防止策を考えるというような、より熟度を高める手法に取り組みます。</p> <p>自転車交通安全教室については、これまで、小中学生や高齢者を中心に行ってきましたが、今後は、就業世代などが受講できる環境の整備に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく指導等(⇒加害阻止) ・教育、啓発(⇒被害予防) 	自転車関連人身事故件数 (R1実績:785件、R4目標:608件)	危機管理安全局 教育委員会事務局
	②自転車関連犯罪の防止	<p>自転車関連犯罪は街頭犯罪に占める割合が高く、その減少は体感治安の向上に大きく寄与することから、地域や警察などの関係機関と連携し、客観的なデータや社会実験結果を分析し、犯罪抑止を図るための、より効果的な手法を検討し、実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ等(⇒加害阻止) ・条例指導、啓発、防犯マップ等(⇒被害予防) 	自転車盗難認知件数 (R1実績:1,503件、R4目標:1,661件)	
活かす	③環境負荷の低減	<p>自転車を持つ環境や健康面での機能(メリット)をもっと知っていただけよう、取り組みます。</p> <p>また、自転車が、観光の振興や、地域経済の活性化にもつなげることを実感していただけるよう、取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤の推進等(⇒自動車等からの乗り換え) 	<p>安全に、安心して、快適に自転車を利用してきていると感じる市民の割合 (H30実績:41.2%、R4目標:60.7%)</p>	経済環境局
	④市民の健康増進		<ul style="list-style-type: none"> ・本市の健康課題の解決とマッチングする民間の自転車活用ビジネスに対する支援(⇒自動車等からの乗り換え) 		健康福祉局
	⑤観光資源の有効活用		<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎城を中心とした城内まちづくりをはじめとする観光施策(⇒魅力創造) ・案内板設置、休憩スポットの設置(⇒環境の整備) 		危機管理安全局 経済環境局
	⑥経済の活性化		<ul style="list-style-type: none"> ・マナー啓発、商店街への誘客(⇒にぎわいづくり) 		経済環境局
停める	⑦放置自転車の防止	<p>駅前において自転車利用者に対する効果的な啓発、指導や撤去を引き続き実施しながら、店舗や共同住宅の責任者などに対して尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく指導や助言を行います。また、令和元年度から適用している新たな設置基準の周知等に努め、駐輪問題の解消に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場マップ作成、啓発、指導、撤去(⇒加害阻止) ・駐輪場整備、民間駐輪場整備補助金、駐輪場設置基準見直し検討(⇒スペース確保) 	市内全駅の駅前の放置自転車台数 (R1実績:158台、R4目標:285台)	都市整備局
走る	⑧自転車走行空間の整備等	<p>自転車ネットワークとして選定した道路については既存の道路空間を再配分し、整備を進めていきます。その他、駅や公共施設など拠点周辺の細街路についても、自転車ネットワークの整備効果を高めるために、整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レーン整備等(⇒自転車ネットワーク形成の推進) 	整備延長キロ数(※) (H30実績:4.4km、R4目標:20.5km)	都市整備局
繋(つな)ぐ	⑨推進体制	<p>①～⑧を総合的に、また、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を認識しながら、効果的に推進できるよう取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点地区の設定 ・地域や事業者との連携 ・情報提供 	安全に、安心して、快適に自転車を利用してきていると感じる市民の割合(H30実績:41.21%、R4目標:60.7%)	危機管理安全局

※本市における自転車走行空間整備に関する方針である「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」を改定したことに伴い、目標値を変更しています。